

### 日本機械技工組合の分裂について

ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠 / MURAYAMA, Shigetada

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

67

(発行年 / Year)

1963-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017587>

# 日本機械技工組合の分裂について

村 山 重 忠

機械労働組合連合会所属の日本機械技工組合は、一一年一二月二〇日の大会で幹部杉浦啓一が反組合的行動をとったという理由によって杉浦の除名を決議したが、杉浦は彼を支持する同志をきゆう合して右組合を脱退し、同年一二月二四日新に関東機械工組合を設立した。それらの経緯について、私は、本誌第一四号（上）で概説したのであるが、ここでは、さらにも少し掘りさげてその内容を明にしてみたいと思う。

さて、機械労働組合連合会は、大正一一年六月四日、純労働者組合、日本労技会、工人会、本芝労働組合、現業員組合、日本機械技工組合の六団体によって創立されたが、その会則にもうたっているように、この連合会は「機械労働者の全国的提携」を目的とし自由連合主義を旗印とするが、その特色のあらわれは会計制度にある。すなわち会計は組合を単位とせず、組合員数に応じて徴収することになっている。これは、日本労働総同盟の合同主義に對し、連合組織にしても会員の頭数に応じて会費を徴収することとすれば、連合体についての利害は適切に各組合に反応すべきものであるとの反駁であった。また、この連合会は、指導者に知識階級が介在しないことで、この点でも日本労働同盟に對し誇としていた。日本機械技工組合は、右に述べたようにこの連合会の加盟組合であって、大正九年一月二五日、東京の大井、大崎、芝方面に住む鉄工によって組織された横断組合である。そして、杉浦啓

一は、この組合の竹谷町支部を拠りどころとして持ち、機械技工組合の一幹部としての地位にあった。  
大正十一年九月三〇日、大阪天王寺公会堂で開かれた全国労働組合総連合大会に、杉浦は機械技工組合の代議員として出席した。

ところで、杉浦は、この大会で機械技工組合をもふくむ機械労働組合連合会の意見に自由連合主義に反して中央集権的合を主張し、これに賛意を表したのである。これは、組合組織の根本原則上の問題であるから、機械技工組合はもちろん機械労働組合連合会としても重大な事件である。大会後十数日をへて杉浦は帰京したが、杉浦の帰京に先だち、機械労働組合連合会では右大会での総同盟側の態度に対して大義を声明すべく、芝浦労働組合など加盟組合のもので相談会を持ち、技工組合の代議員としての杉浦の大阪の大会での態度が批判され、論議された。また、技工組合でも、一〇月一七日臨時大会を開き、この事件について討論が行われ、「中央集権、若しくは当然中央集権的に進むが如き合同には絶対に反対にて、飽まで確固たる、連合を以て進むと云う精神」で、万場一致次のように決議した。

「本組合は全国的連合を目的とする同一産業の確固たる連合を促進すること」

一〇月一八日開かれた機械連合会中央委員会が右決議を確認したことはいうまでもない。機械連合会の機関誌『機械連合』で、「除名顛末」と題し、技工組合の井上英は右記一七日の会合の模様を次のようにのべている。(注一)

「当時本組合内に杉浦君を初め、数人の合同論者、若しくは中央集権的合論者が居ったことは事実である。それ等の人々は、此の決議の精神が其の理想であり目的である。中央集権である。中央集権的合主義と相容れない、むしろ反対のものであるにも拘わらず、その採決に当って少しも反対せざるのみならず、杉浦君の如きは当時

の議長より「杉浦君どうですか」と念を押された時、明に「それで良いでしょう」と賛意を表したのである。

従って我々は是に依って決裂（注、全国労働組合総連会大会での総同盟系組合と反総同盟系組合の対立）以来の種々のイザコザを一掃し、同時に今後本組合の進むべき主義や方向をも決定し得て、連合の達成に一致協力の活動が出来る事を喜んだのであった……」。

ところが、杉浦は、その後「連合論を裏切るが如き、また妨害するが如き言論を主張し、合同論を宣伝するが如き態度を示し<sup>(注二)</sup>」、或は汽車会社の争議（大正一二年五月二八日―七月一〇日）や大島製鋼所の争議（大正一一年一

〇月五日―十一月二日）には技工組合の有志はあげて、昼夜をわかたず、ほとんど組合をかえりみる隙のないほど応援に力を尽したのであったが、杉浦は、その間「自己の整理上とか、或は或個人の感情上にか<sup>(注三)</sup>」、ほとんど関

知せざるがごとき態度をとり、そればかりでなく、工場へも行かず、なにごとかを画策し奔走していた事実がある、と前記井上英は「除名顛末」のなかで杉浦の言動を非難し、さらに続けて「個人の行動は、自由だと称して居る。兄弟の血みどろの戦を外に見て自由だと称する杉浦君は、明に挑戦的態度であり、反感を高める、捨鉢的行動を示して来たのである。連合を以って運動の基調とする組合にあって、只主義主張を欲するのみならず、合同論者としての具体的行動が露骨に赤裸々の行動となつて来る時に、なんで一つの組合内で一致の行動、協力することができるであろうか。若しも是に対して理論づけるものがあるとしたら、それは机上の空論であり、實際運動を解せざるもの、また人間を鑄型にはめて解放運動をせんとする、人越人だ。互の主張が反対の立場に相対して、協力が出来得るとしたら、それこそ奇蹟であり、またそうした如き協力による力は真に力強い力でないことを断言す<sup>(注四)</sup>」と、憤激し力説している。

かくて、一二月九日の技工組合第一一回中央委員会でも、杉浦の反組合的態度が問題になった。すなわちまず田中貞吉から「連合主義をもって運動の基調とする本組合内に合同の主張及び運動をなす者が居つては運動上大なる障害だから分裂を提議す」との提案があり、討論の結果田中は前案を撤回し、新に杉浦の勇退を希望する旨提議を打ち出す。右に対し杉浦から、「除名されれば致し方ないが、自分から卒先勇退はせぬ」と回答。よつて佐藤護郎は田中案を保留し、分裂の可否を先決することを一応提議したが、彼はこれらの案を全部保留し、臨時大会を開き最後の決定をするよう改めて提案あり可決。その方法について次のような申合せをした。

「理由の説明附したる委任状を作り各組合員が自署して（来られない人）それを持って集ること、但し出席者と委任状とで全組合員の三分の二以上に達せざる時は延期すること

委任状起草委員 六名選定

臨時大会の日取りは右委員に「一任」

かくて、臨時大会は同月一六日開かれた。岡田某を議長に先づ出席人員及び委任投票を調べたところ、竹谷町支部からは石川、高梨の二名が出席しただけで、一票の委任状も持参していなかつたため、前回の申合せによつて（出席者が組合員の三分の二以下）成立せず、次の大会を二〇日とすること、大会は出席者だけ（委任状を含む）で成立することを決定して会をとじる。当日の出席人員及び委任状調査の結果は、次のとおりである。

全員 出席及び委任

大井 支部 四五 四四

竹谷町支部 三九 二

金杉支部	二〇	一六
中央支部	一〇	四
豊岡町支部	二	一
合計	一一六	六七

二〇日の臨時大会には分裂を主張するもの二〇名、(内一名は議長に選ばれて、票数は一九名) 現状維持を主張するもの一九名が出席。ただし議長の着席ごる現状維持派のものが五名増えたので、出席者の頭数からは、現状維持派が優越の地位にあった。井上英を議長に、まず田中貞吉から「分裂か否かをのみ決するために開かれた本大会を、一般的の問題をも議することができるよう変更したい」と提案、討論の末採決、二四対一六で可決。次で、田中貞吉から、調停者としてこの会合に臨席している機械連合の俵次雄及び戸沢仁三郎の意見を議事に先だって聴いてはどうかとの動議があり、異議なく成立。よって、二人は交互に立って、調停を力説。

議事に入るや、鈴木某から「この問題は行掛上分裂とか現状維持とかになつたが、機械連合及工労組合の有志諸君の調停もあることである故、小さな問題ですむならすましたい。殊に問題は杉浦君の決議を無視した行動、すなわち吾等には反組合運動と認めらるることから起つたのであるから、杉浦君の自決によつて問題は解決するのだ。がしかし杉浦君が先にもいう通り自決せんということなら、此際吾々の組合から私は杉浦君の除名を提議して、此の内紛を解決したい」との提議が出た。<sup>(注七)</sup>要するに、「分裂主張者側は、機械連合の仲裁提議に鑑みて、もとより只だ分裂解体が其の本旨とするところではないので、組合運動者として杉浦を除名する事を条件として、現状維持主張側に譲歩する意志が明かにされ、此処に組合分裂の議は一転して、杉浦除名の問題となつた」<sup>(注七)</sup>のである。

日本機械技工組合の分裂について

かくて、この提案については約一時間半にわたり賛否両論がたたかわされ、双方の意見がほぼ出つくしたと見て採決に入ろうとするや、杉浦は「自分の除名から、合同論者やその他現状維持者が分裂派と一所になって行けるなら自決してもよい。一応現状維持派の人たちと相談したいから休憩してもらいたい」と動議を提出。この動議は異議なく成立、議長は休憩を宣した。時に九時三〇分。

九時四〇分再会。金子某及び石川某から、休憩時間中に現状維持派が行った相談の結果を、まず金子某は「自分たちは杉浦君と同じ意見、同じ理想を持っている、合同論者だから、除名するというなら、自分等もやはり一所に除名してくれ」と、石川某は「若し杉浦を除名するならば、竹谷町支部は連袂脱退する」と、それぞれ報告した。金子某の報告に対しては、「杉浦君は反組合運動者だから除名するので、合同論者だから除名するというのはない。もし君たちも今まで杉浦君と同じ行動をして来、これからも反組合運動をするというのであれば、それは問題だが、この際合同論者なるが故に除名される必要や事実はない」との答がなされ、石川某の報告に対しては、「脱退するとせぬとは、組合としても自由であり、またその人自身の自由でなければならぬ。われわれとしては、それに対し明確な答を呈することはできない。杉浦君の除名によって諸君がとる行動は、必ず諸君の自決であり、自由にするがよい」<sup>(注八)</sup>との答がなされた。

かくて、本案の採決に入ったが、開会へき頭優勢を示していた現状維持派は、そのときには多くが議場を退席して、結局二〇対四で除名案は可決された。したがってこの数から見ると、現状維持派に五名の裏切が出たといふことになる。続いてこの除名に対して不服のひとりとの脱退をもってこの事件は終りをつけるが、脱退者は、同年一二月二四日新に「関東機械工組合」を設立する。

脱退<sub>II</sub>分裂の経緯は以上のとおりであるが、脱退派は脱退声明書を発表して分裂を是認するの忍びざることを強調し、現状維持派は脱退派が反組合運動者除名に事を止めて現状維持を守ろうとする譲歩に賛成しなかつた点を指摘し互に自らの正当性を主張している。しかし、いづれにしても労働組合の分裂をみちびきだしたことは、労働組合運動における大きなマイナスである。

ところで、当時共産党の労働組合対策としては、一方においては総連合をおこす政策を、他方においては労働組合内における無政府主義的傾向を排撃し克服する政策を並列して持っていた。したがって共産党員であった杉浦としては、全国労働組合総連合大会では、無政府主義を克服する考のもとに、あのような言動をとつたのであるが、その結果は統一戦線とは全く逆な労働組合の分裂をみちびき出したということになる。<sup>(注一〇)</sup>

注 (1) 『機械連合』、第二巻第一号、大正一二年三月五日、八頁。

(2) (3)、(4)、右同八一―九頁。

(5) 右同、三二―三三頁。

(6) 右同。

(7) 右同、一一頁。

(8) 『労働運動』、第一一〇号、大正一二年二月一〇日、三頁

(9) 『機械連合』右同、一一頁。

(10) 信夫清三郎「大正デモクラシー史」Ⅱ、九六三頁。